

1 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進

めざす姿

子どもたちが、ありのままの自分が認められているという実感を持つとともに、学校ならではの子どもたち同士や教職員と子どもたちとの関わり合いなど多様な他者と交わる活動や多様な体験活動をとおして、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングが向上しています。

現状と課題

- ① PISA等の国際調査において、日本の子どもたちの学力が高い水準にあることが示される一方で、自己肯定感については諸外国と比べて低いという調査結果があります。また、将来の予測が困難な時代においては、自らが社会を創り出していくという視点がより重要となり、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手となり、課題解決などを通じて、社会を維持・発展させていくことが求められます。
- ② こうした中、子どもたちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな課題解決を主体的に担うことができる存在であるという認識を持って、自分の可能性を伸ばしていけるよう、自己肯定感の涵養を図ることが重要です。自己肯定感は、自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や他者からの評価等によるものと、自分の長所のみならず短所を含めた自分らしさや個性を受け止めることによるものの2つの側面からとらえることが大切です。
- ③ 経済先進諸国では、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえるウェルビーイングの考え方が重視されてきており、自己肯定感や幸福感などがその要素として挙げられ、教育をとおしてウェルビーイングの向上を図っていくことが求められます。
- ④ 家庭生活や社会環境が変化する中、子育てを担う保護者の孤立感や不安感、負担感の増大が懸念されており、家庭教育の担い手である保護者を支えることができるよう、地域における家庭教育支援の充実を図るとともに、経済的困窮や虐待など、さまざまな課題を抱える家庭に対しては、より十分な支援を行うことができるよう、地域における支援体制の充実を図る必要があります。

- ⑤ 子どもたちの可能性を伸ばしていく上で、基礎的・基本的な知識・技能の習得が重要であることは言うまでもなく、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力等こそ、家庭の経済事情など、子どもを取り巻く環境を背景とした差が生まれやすい能力であるとの指摘もあることに留意する必要があります。「主体的・対話的で深い学び」を実現し、一人ひとりの状況に応じた学びの動機づけや、いわゆる非認知能力²⁶を含む幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組が求められています。
- ⑥ 人間関係で多くの子どもたちが悩みを持ち、学習面の不安だけでなく、心理面や進路面での不安や悩みを抱えることも少なくありません。学校の教育活動を通じて、子どもたちが社会の中で自分らしく生きることができるよう支えていくことが求められます。

主な取組内容

① 家庭教育支援・幼児教育の充実

- 地域におけるさまざまな主体と連携し、保護者に対して、家庭教育に関する学習機会や必要な情報を提供することを通じて、子どもたちの豊かな成長や家庭教育を応援する取組を進めます。
- 経済的困窮や虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくいさまざまな問題を抱える家庭に対しては、市町の福祉担当部局等の関係機関と連携して支援を行います。
- 幼児期の子どもたちが、安定した情緒のもとで発達に必要な体験を重ね、生涯にわたる人格形成の基礎を築くことができるよう、教職員と幼児との間に十分な信頼関係を築き、幼児の主体的な活動を促しながら、よりよい教育環境をつくり出します。

② お互いを認め合い支え合う学校づくり

- 子どもたちが安心して自分の意見を述べ、なぜそう思ったのかを皆で考え、自分の考えを深めたり、自分に足りないことに気づいたりする授業をとおして、子どもたちが互いに認め合い・励まし合い・支え合える人間関係を創り上げることができるよう取り組みます。
- 子どもたち自身が学校生活や学級をよりよいものにしていけるよう、校則・ルールの見直しや児童会・生徒会活動、学校行事の運営において意見を述べたり、議論したりする機会を設けるなど、異年齢の子どもたちとも協力し合いながら、皆で話し合っ実践する自発的・自治的な活動を尊重し、子どもたち自身による創意工夫を引き出す取組を進めます。
- 安全・安心な学校づくりに向けて、教職員の支援のもと、子どもたち自身がさまざまな考え方があることを受け入れ、理解し合える風土を創り出すことができるよう、学級・ホームルーム経営を通じて、相手の気持ちに寄り添ったり、感謝の気持ちを伝えたりする姿勢を子どもたちが身につけることができる取組を進めます。

26 主に意欲・意志・情動・社会性に関わる3つの要素(①自分の目標をめざして粘り強く取り組む、②そのためにやり方を調整し工夫する、③友人と同じ目標に向けて協力し合う。)からなります。

③ 多様な子どもの状況に応じた学びを支える指導・支援の充実

- 学校においては、学級やホームルーム等が子どもたちの学習や生活の基盤であり、個が集団に埋没してしまう危険性があることをふまえ、学校生活のあらゆる場面で、子どもたちが「自分も一人の人間として大切にされている」と実感することにつながる指導を行うなど、一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図る教育活動を一層推進します。
- 子どもを取り巻く環境や子どもの状況を多面的かつ客観的にとらえ、一人ひとりに対する理解を深めた上で、育成をめざす資質・能力やキャリア形成の方向性等をふまえながら、自己選択や自己決定を促し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、一人ひとりに応じた学習指導を進めます。
- 子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に触れながら、課題を見だし解決策を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりを推進します。
- 身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動や、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科の学びを基礎として教科横断的な学びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進するとともに、取組の前後に、資質・能力がどのように変化したかを把握し、取組の改善につなげます。
- 学級や学校の中で役割を分担し、協力して取り組む機会や、部活動など異年齢交流をとおしてリーダーシップを発揮する機会など、子どもたちが他者や集団、社会のために役立つことを実感できる取組を推進します。また、子どもたちが、さまざまな感性や考え方等があることを認め合い、影響を与え合う機会を生み出し、人と人との関わり合いの中で新たなアイデアが生まれ、新しい価値の創造につなげていくことをめざす取組を進めます。
- 達成感や成功体験、課題に立ち向かう姿勢などを身につけるさまざまな体験活動（自然体験活動や集団宿泊体験、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感などの向上に資するものであり、その機会の充実を図ります。
- 自己肯定感の涵養に関する取組の趣旨が実現されるよう、研修等を通じて教職員で共通理解を図りながら取り組むとともに、子どもたちや地域の状況に応じた学校の自主的・自立的な活動を進めます。
- 家庭の社会経済的背景に関わらず、全ての子どもたちが、質の高い教育を受け、夢や希望を持って挑戦したり、多様な体験や遊びの機会を得たりすることができるよう、地域未来塾など家庭や学校とは異なる居場所での学習支援等を地域と連携して進めます。また、家庭の経済状況等を背景として学習環境が整わない子どもたちの自己肯定感、学習意欲、進学・就労に対する意欲等を高めるため、子ども支援ネットワークの活動の支援を進めます。

4 教職員の指導力の向上

- 教職員が子どもたちに対する受容的・共感的な態度を身につけ、その実態や発達の個性や多様性を尊重する姿勢を持ち、丁寧な観察を通じて一人ひとりや集団の状態と心理を理解して対応する力を身につけるなど、子どもたちの自己肯定感を涵養することにつながる研修内容の充実を図り、子どもたち一人ひとりと信頼関係を構築する能力を備えた教職員の育成を進めます。
- 人権教育や道徳教育、いじめを生まない学級づくりについて、教職員の指導力の向上を図る研修を実施するなど、子どもたちが、自分らしく生きていこうとする態度やよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことや、安心して学校生活を送ることに資する取組を進めます。
- 教職員が、子どもたちの人生に影響を与え、日々の成長に関わることを通じて、自己肯定感を高めることができるよう、学校の指導体制・運営体制の充実や学校における働き方改革の推進等により、学校を教職員にとっても幸せや生きがいを感じられる場所にすることをめざす取組を進めます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合※1	小学生 90.1% 中学生 87.9%	小学生 91.0% 中学生 90.0%
自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合※2	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 84.0% 中学生 82.0%

※1 「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

※2 「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

2 確かな学力の育成

めざす姿

子どもたちが、主体的・対話的で深い学びを通じて、生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、生涯にわたって能動的に学び続ける態度を身につけています。

現状と課題

- ① 子どもたちに生きる力を育むことをめざし、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう主体的に学習に取り組む態度を養うため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を実践する必要があります。さらに、個別最適な学びが「孤立した学び」に陥らないよう、互いの感性や考え方等に触れ刺激し合う、協働的な学びの重要性をあらためて認識する必要があります。
- ② 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果を的確にとらえ、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で改善を行う必要があります。
- ③ 子どもたちが、学習内容を確実に身につけることができるよう、指導方法や指導体制の工夫・改善など、個に応じた指導の充実を、コロナ禍において整備の進んだICT環境も活用しながら図っていく必要があります。
- ④ 近年の「全国学力・学習状況調査」における本県の状況は改善傾向にありますが、国語では文脈に即した漢字等を正しく使うことや、根拠を明確に示すなどして自分の考えを書くこと、算数・数学では図形・割合に、依然として課題がみられます。
- ⑤ 児童生徒質問紙調査では、学習時間や読書時間が経年で見ると減少傾向にあり、全国平均値よりも短い状況が続いています。学習習慣・読書習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要があります。

主な取組内容

① 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、思いや考えをもとに新たな価値を創造したりする活動を計画的に取り入れた授業改善を推進します。
- 子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に触れながら、課題を見いだし解決策を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりを推進します。(再掲)
- 市町等教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づき、小中学校における授業改善や学習内容の理解・定着につなげる取組が一層進むよう、教育支援事務所と共に市町等教育委員会と連携し、市町や小中学校の求めに応じた研修への支援を進めます。
- 学習評価が、教職員の指導の改善、子どもの学習改善につながるものになるよう、教科担当者等を対象とした会議や研修で、学習評価の考え方を周知するとともに、実践事例を交流するなど学習評価を充実させる取組を推進します。また、指導と評価の改善が一体として進められるよう、教科の目標や指導事項をふまえた評価の観点を示した学習指導案例の普及・活用を図ります。

② 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

- 小中学校において、「全国学力・学習状況調査」、「みえスタディ・チェック²⁷」等の活用を通じて、子どもたち一人ひとりが何を学び、どのような力を習得したかなど、学習の定着状況を把握し、指導の改善や個に応じた指導を進めます。
- 小中学校において、子どもたちが、基礎的・基本的な知識・技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるよう、「みえスタディ・チェック」の活用を進めます。CBTシステム²⁸を使用することで、設問ごとの定着状況に応じ、学習内容を遡った問題やさらに難しい問題を、実施後すぐに子どもたちの1人1台端末に提供するなど、ICTを効果的に活用して一人ひとりに応じた補足的な学習や発展的な学習を進めます。
- 学習内容の習熟の程度に応じた指導など、少人数指導の実践研究を進めるとともに、その成果をふまえた効果的な指導方法の工夫等を小中学校に水平展開するなど、少人数指導の質的向上を図ります。
- 高等学校では、継続的に一人ひとりの学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組みます。また、ICTを効果的に活用した実践事例等を各学校に共有するなど、授業の質的向上に向けた取組を進めます。

27 学習指導要領をふまえ、本県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

28 Computer Based Testingの略称で、子どもたちが学習端末を用いて解答する調査方法。

③ 学校・家庭・地域の連携

- 小中学生の学習習慣・読書習慣等の確立に向け、「全国学力・学習状況調査」における児童生徒質問紙調査や、「みえスタディ・チェック」の学習や生活等に関する質問から、学習習慣・読書習慣等の状況を継続的に把握するとともに、課題の改善に向け、子どもたちの1人1台端末からダウンロードできるチェックシート等の活用を促進するなど、引き続き、学校・家庭・地域が一体となった「みえの学力向上県民運動」の取組を進めます。

KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもたちの学力の伸び※1	小学生 97.1 中学生 98.4	小学生 101.0 中学生 102.0
授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合※2	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 82.4% 中学生 87.4%

※1 「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

※2 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）



3 幼児教育の推進

めざす姿

子どもたちが、安定した情緒のもとで自己を十分に発揮し、遊びや生活の中での体験をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性等を身につけています。

現状と課題

- ① 幼児期は、生活や遊びの中で具体的な体験をとおして、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。学びの充実を図るにあたって、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）といった施設類型や地域・家庭の環境に関わらず、全ての子どもたちに格差なく質の高い学びが保障されるよう、全ての幼稚園等における幼児教育・保育のより一層の質向上を図る必要があります。
- ② 幼稚園等と小学校・義務教育学校²⁹（以下「小学校等」という。）は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちが小学校等での学習や生活に戸惑うなど、さまざまな課題が指摘されています。幼児期の教育と小学校等以降の教育の理念は、連続性・一貫性をもって構成されるものであり、今後さらに、幼保小接続に関する取組の充実を図っていく必要があります。
- ③ 幼稚園等においては、子どもと共によりよい教育環境を創造するために、幼稚園教諭・保育教諭・保育士（以下「幼稚園教諭等」という。）の資質向上を図る必要があります。
- ④ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域での触れ合いや体験を通じて広がっていきます。家庭や地域も一体となり、教育・保育活動の取組を進めるとともに、幼稚園等は地域の子育て支援の拠点としての機能の充実が求められています。

²⁹ 一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校。

主な取組内容

① 幼稚園等における教育・保育活動の充実

- 市町と連携を図りながら、三重県幼児教育センターを核に、全ての幼稚園等において、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で共通に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した教育・保育の充実、幼稚園等と小学校等との連携の充実を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。
- 幼稚園等において、子どもたちの健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成が図られるよう、幼児教育アドバイザー等の派遣を行うとともに、優れた事例の普及を図ります。

② 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

- 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用した実践事例の普及や、幼稚園等と小学校等とが共同した接続カリキュラムの編成・実施等を推進します。
- 子どもたちが、小学校等での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校等との体験的な交流を推進します。
- 幼稚園教諭等と小学校等の教員が、幼稚園等と小学校等における教育活動や指導方法等の違いについて理解を深め、指導に生かせるよう、相互に保育・授業を見学するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。

③ 幼児教育・保育を担う人材の資質向上

- 幼稚園等の運営の改善や幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修の実施を通じて、園(所)長の指導力の向上を図ります。
- 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められるよう、園内研修や他の幼稚園等との合同研修を実施し、幼稚園教諭等の専門性の向上を図ります。

④ 家庭・地域との連携の推進

- 家庭・地域に対して、子どもたちの心身の成長における基本的な生活習慣等の重要性について周知を図ったり、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促したりすることなどを通じて、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立を図ります。
- 幼稚園等において、地域の方々と触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験機会の充実を図ります。
- 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会を提供したり、子育てに関する相談対応・情報提供を行ったりするなど、地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター³⁰等の関係機関との連携を推進します。

30 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。

KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
幼保小接続に関する研修等を実施した市町の数※	23市町	29市町

※ 「幼保小接続に関する研修等を実施しましたか」という質問に対して、「実施済み」と回答した市町の数 (三重県教育委員会調べ)



4 人権教育の推進

めざす姿

子どもたちが人権に関する理解を深め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

- ① 新型コロナウイルス感染症によって社会が甚大な影響を受ける中、学校が子どもたちの全人的な発達・成長を保障する役割や安心して過ごせる居場所としての役割を担っていることが再確認されたことをふまえて、多様な子どもたちが互いの人権を尊重する態度や自己実現に向けた意欲を身につけられるよう、自分や他者の価値を認め、共に安心して過ごせる環境をつくる必要があります。
- ② 社会にはさまざまな人権問題が存在しており、インターネット上で差別を助長する情報等が流布されています。このような状況の中で、近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」など、差別を解消するための法律や条例が相次いで定められています。また、人権教育の理念と共通する内容が学習指導要領に新たに記載されるなど、学校における人権教育の重要性や必要性が高まっています。
- ③ 子どもたちの人権感覚の育成については、家庭や地域社会の影響が大きいことから、保護者や地域住民等の間に人権尊重の意識が広まるよう、家庭・地域と協働し、人権教育を進める必要があります。
- ④ 教職員一人ひとりが子どもを権利の主体として尊重するとともに、人権問題に関する理解を深め、その解決に向けた使命感を持ち、確かな人権感覚や指導力を身につける必要があります。

主な取組内容

① 一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくり

- 教育的に不利な環境のもとにある子どもの支援をはじめ、障がいのある子どもへの合理的配慮³¹の提供、性的指向・性自認に係る子どもに対するきめ細かな対応など、子どもの最善の利益を考慮し、安心して学べる学校づくりを進めます。
- 子どもの意見や考えを尊重し、望ましい人間関係づくりに取り組み、一人ひとりの自尊感情³²を高め、自分らしく生きていこうとする態度を育む教育活動を進めます。

② 人権尊重の行動力を育てる教育の充実

- 「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用や改善を進め、取組の質の向上を図ります。
- 子どもの権利や個別的な人権問題³³に関する学習資料等の活用を図るとともに、必要な資料の作成に取り組み、子どもたちが自らを権利の主体であると実感できる学習や、人権問題の解決を自分の課題ととらえ、自他の人権を守るための行動力を身につけるための学習を進めます。

③ 家庭・地域との連携による人権教育の推進

- 人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育むため、学校・家庭・地域が人権教育の内容等を共有・協議する人権教育推進協議会や子どもの育ちを支援する子ども支援ネットワークの活性化を図り、保護者やその関係者等に授業公開を行うなど、地域に開かれた教育活動を推進します。
- 子どもと保護者や地域住民が共に人権の視点に立った社会的活動等に取り組むとともに、子どもたちが自他の人権について意見を表明する機会を創出し、子どもたちをはじめ、家庭・地域に人権尊重の意識を広めます。

31 障がい者が他の者との平等を基礎として全ての権利および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

32 「自尊感情」は、一般的に「自己肯定感」とほぼ同義とされていますが、「三重県人権教育基本方針」では「自尊感情」という語を用い、一人ひとりの自尊感情を高め、自己実現を可能にするため、自分に誇りを持ち、自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育活動を進めています。

33 主な人権問題としては、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の権利に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の権利に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題などがあります。

4 教職員の人権意識や指導力の向上

- 全ての教職員が子どもの権利や人権問題に関する理解を深め、一人ひとりの人権擁護や人権問題の解決につながる教育活動に必要な指導力を身につけられるよう、経験年数や役割に応じ、効果的な研修や情報提供等を行います。
- 学校における人権教育を組織的・計画的に推進するため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、「三重県人権教育基本方針」に基づく取組や人権教育カリキュラムのマネジメント等に関する研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合※	94.1%	100%

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合 (三重県教育委員会調べ)



5 道徳教育の推進

めざす姿

子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識を高め、個性を伸ばし、他者と共によりよく生きようとする意欲と態度を身につけています。

現状と課題

- ① 答えが一つではない道徳的な課題を子どもたち一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、深め合う、「考え、議論する道徳」への質的転換を推進するため、道徳科を要とした各教育活動での道徳教育の改善および教職員の指導力の向上が求められています。
- ② 自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うという道徳教育の目標を達成するため、道徳教育推進教師を中心とし、指導に際して全教職員が協力し合う指導体制の充実を図る必要があります。

主な取組内容

- ① 「考え、議論する道徳」への質的転換
 - 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「考え、議論する道徳」の具体化に向けた指導方法の工夫改善を推進します。
 - 子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、考え、議論し、自らの道徳性を養うことができるよう、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教職員一人ひとりの指導力向上に関する取組を推進します。
 - 小中学校等の教職員を対象とした授業公開を伴う研修会の実施や、指導資料等の活用促進を通じて、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。

- 子どもたちの発達段階に応じて、他者と共によりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。
- 子どもたちが、いじめをなくす行動につながる道徳性を身につけることができるよう、関係機関と連携しいじめ予防プログラムを確立し、小中学校への普及を推進します。
- 道徳性を養う道徳科授業の質の向上が図られるよう、小中学校における道徳教育推進教師を対象にした研修会の実施やアドバイザーの派遣、いじめ防止に資する「特別の教科 道徳」の教員用指導補助資料の作成・周知を行います。
- 家庭や地域と連携した道徳教育の充実に向けて、保護者等への道徳の授業公開や、地域の方々も参画できる体験活動をとらして道徳教育の意義について共通理解を図ります。
- 高等学校においては、生徒が社会の形成者としての自覚を持ち、自立した大人として行動できるよう、公民科の科目である「公共」および「倫理」ならびに特別活動³⁴を道徳教育の中核的な指導の場面としつつ、教育活動全体を通じて主体的に考え、議論する活動の充実に取り組みます。

② 指導体制の充実

- 各学校が定める教育方針のもと、教育活動全体を通じた道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。
- 校長や道徳教育推進教師等を対象とした研修を実施し、校長の明確な方針のもと、道徳教育の充実が図られ、学校全体で道徳教育が進められるよう取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
道徳の授業で、「考え、議論」している子どもたちの割合※	小学生 82.1% 中学生 87.3%	小学生 87.0% 中学生 90.0%

※ 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

34 教育課程（カリキュラム）における各教科に属する科目、総合的な探究の時間を除く教育活動の一領域。

6 読書活動・文化芸術活動の推進

めざす姿

子どもたちが、読書活動や文化芸術の体験活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

現状と課題

- ① 「学校読書調査」における全国の不読者³⁵の割合は、小学生から高校生へと年齢が上がるにつれて高くなる状況です。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け実施された学校休校に伴う学校図書館利用の制限等により、子どもたちの図書離れが懸念される状況となっています。こうした中で、全ての子どもたちが、好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、学校・家庭・地域が中心となり、社会全体で読書活動を推進する体制を構築するとともに、公立図書館や学校図書館、幼稚園、保育所等において、子どもたちの発達段階に応じた読書環境の整備を進める必要があります。
- ② 「全国学力・学習状況調査」における授業時間以外に平日10分以上読書をする本県の小中学生の割合は、全国平均を下回る状況です。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を育み、探究心や人生を豊かにする力を身につけていく上で大切であることから、子どもたちの読書習慣の形成を図るとともに、読書の機会を拡充することが必要です。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や地域における子どもたちの文化芸術活動が制限されました。こうした中、オンラインを活用した取組など文化芸術活動の可能性が広がるとともに、リアルな体験による文化芸術活動の重要性が再認識されました。文化芸術活動を通じて、子どもたちに豊かな感性や情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育むことができるよう、美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化に触れる機会を充実させていく必要があります。

35 「学校読書調査」において、調査前月の1か月間に読んだ本（教科書、参考書、雑誌、漫画を除く。）が0冊の児童生徒。

- ④ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場として大きな役割を果たしています。「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められており、将来にわたり子どもたちが文化に継続して親しむことができるよう、持続可能な活動環境を整備し、中学校における休日の文化部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める必要があります。

主な取組内容

① 学校における読書活動の推進

- 子どもたちの読書環境を整備するため、学校図書館図書標準³⁶の達成や学校図書館への新聞配備に向けた取組を進めるなど学校図書館の充実を図ります。また、いつ、どこにいても読書に親しむことができるよう、デジタル社会に対応した読書環境の整備を進めます。
- 司書・司書教諭や子どもたち、PTA、読書ボランティアといったさまざまな主体がチームとなって、学校図書館の課題を分析し、めざす姿を共有しながら快適な環境整備に取り組み、子どもたちが通いたくなるような交流とゆとりのある明るい空間を創出することで学校図書館の利活用を推進します。また、司書の資質向上を図るため、授業活用のための工夫や、子どもたちの自発的・主体的な学習活動を支援する学校図書館の活動などについて学ぶ研修を実施します。
- 子どもたちが主体的に読書に興味・関心を持てるよう、子どもたちが学校図書館の運営に主体的に関わる機会を確保したり、読みたい本についての意見を聞き取ったりすることなどを通じて、子どもたちの目線に立った読書活動を推進するとともに、学校図書館を活用した授業やビブリオバトル³⁷等の多様な取組を進めます。

② 家庭における読書活動の推進

- 子どもたちの発達段階や多様な家庭状況に配慮し、学校や幼稚園、保育所、公立図書館、PTA、子育て支援団体、子ども食堂、読書ボランティア、企業、行政等のさまざまな機関と連携・協働して、家庭における読書活動を支援する体制を構築します。
- 保護者や子育て支援関係者が集う講座やホームページにおいて、幼児期からの読書の重要性や、子どもたちの発達段階に応じた効果的な読書活動の取組である「家庭読書（家読（うちどく）」）についての普及啓発等を通じ、家庭における読書活動を促進します。

36 平成5（1993）年度に策定された公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。

37 発表者が本を紹介し、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組。

③ 地域における読書活動の推進

- 各市町が策定した読書活動推進計画に基づき、さまざまな機関が読書活動に関する情報を相互にやり取りする体制の構築が図られるよう、図書や設備、運営方法等について情報提供や助言等を行い、社会全体における読書活動の活性化を図ります。
- 公立図書館や地域の書店が、子どもたちや子育て家族にとって立ち寄りやすく、心地よい場所となるよう、関係機関と連携を図りながら、取組事例の情報収集や提供を行い、地域における読書活動の推進を図ります。

④ 文化芸術に触れる機会の充実

- 子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現・発表する機会の拡充に取り組みます。
- 学校文化活動において、地域の方々との交流を進めるなど、三重の伝統や文化についての理解を深め、愛着や誇りを育む機会の充実を図ります。
- 子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学ぶことをとおして、ふるさと三重への愛着や誇りを育むことができるよう、三重県総合博物館（MieMu）等の社会教育施設の機能の充実を図ります。

⑤ 文化部活動の環境の整備

- 子どもたちが文化芸術に親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- 文化部活動指導者の派遣を推進するなど、学校の文化部活動における専門的な指導の充実を図ります。

KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合※1	小学生 57.2% 中学生 44.7%	小学生 60.0% 中学生 49.4%
高等学校の文化部活動で外部の専門家が 実技指導等を実施した回数※2	2,893回 (R4)	3,325回

※1 「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

※2 県立高等学校の文化部活動において、学校部活動振興事業を活用し、外部の専門家による実技指導等を実施した回数 (三重県教育委員会調べ)

7 健康教育・食育の推進

めざす姿

子どもたちが、生涯にわたり心身の健康の保持増進を図ることができるよう、学校教育活動全体をとおして、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら必要な情報を収集して判断し実践する能力を身につけています。

現状と課題

- ① 肥満・痩身、アレルギー疾患、新型コロナウイルス感染症を含む感染症、メンタルヘルスの問題など、複雑化・多様化する子どもたちの現代的な健康課題への対応が求められています。加えて、社会における情報化の急速な進展により、健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になる中で子どもたちが情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められます。
また、がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さなど、がんについて正しく理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を持つよう、がん教育を一層推進する必要があります。
- ② 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いています。子どもたちが献血の意義や制度について学ぶことは、生命の大切さを考えるきっかけとなり、社会性を養うものであることから、献血制度について理解を深める取組を推進する必要があります。また、予期せぬ妊娠の防止や思春期における性感染症予防のため、子どもたちが発達段階に応じた性に関する正しい知識を適切に理解し、自らの人生や家族の大切さについて考え行動できる力を身につける必要があります。
- ③ 超スマート社会の進展・グローバル化など社会環境の変化や少子化など家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事・運動・睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。また、生涯にわたり健康で豊かな生活を送るためには、歯と口の健康づくりが重要です。本県の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は減少傾向にあるものの、全国平均と比べ罹患率の高い状況が続いていることから、学校における歯科保健の取組の一層の充実を図る必要があります。

- ④ 食育を推進する体制づくりが進んだ一方で、不規則な食事や朝食の欠食等が見られます。生涯にわたって健康で活力ある生活を送るためには、生活習慣・食生活の改善や生活習慣病の予防に取り組む必要があります。また、地域の自然や文化、農林水産業等に関する理解を深めたり、食への感謝の気持ちを育んだりするとともに、食文化の継承・発展等を通じて、持続可能な食を支えることができるよう、学校給食等を活用した食育の推進が求められます。

主な取組内容

① 健康教育の充実

- 望ましい生活習慣の確立を図るとともに、複雑化・多様化する子どもたちの健康課題に適切に対応するため、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて、組織的・計画的な健康教育を推進します。
- 子どもたちが、がんについて正しく理解したり、自他の健康と命の大切さについて考えを深めたりできるよう、医療関係者やがん経験者などの外部講師と取り組むがん教育を推進します。また、指導者向け研修会を実施し、がん教育の意義や指導内容等を学ぶ機会の提供を図ります。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用と健康との関わりについて、薬物乱用防止教室等を関係機関と連携して開催するなど、子どもたちが早い時期から依存症等に対する理解を深めるとともに、正しい知識を身につける取組を進めます。
- 学校における献血セミナーを関係機関と連携して計画的に実施することなどを通じて、高校生が献血の意義や制度についての理解を深める取組を進めます。
- ライフプランニング³⁸について、保健体育科や家庭科を中心とした各教科や特別活動などの指導や講演会の実施により、子どもたちが家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産等について考え、理解を深められるよう取り組みます。また、各教科や特別活動など学校教育活動全体を通じた性に関する指導や、産婦人科医等の専門家による講習をとおして、子どもたちが自他の命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ行動できるよう取組を進めます。
- むし歯や歯肉炎等を予防するため、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進し、学校歯科医や関係機関と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導など、歯科保健を充実します。また、学校・行政・医療機関等が連携し、各地域における歯科保健活動の充実を促します。

38 自分自身を見つめ、自分のリソース(資源)を見だし、自分の生き方を問い直し、将来を見通し自分の人生を考え続けること。

② 学校保健を担う教職員の研修や学校等での体制づくりの充実

- 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、研修の実施等により、学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員がアレルギー疾患や感染症に関する理解を深める取組を進めます。また、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、学校保健委員会の効果的な活用を図り、地域の医療・保健機関や市町等教育委員会等と連携しながら、学校保健に関する体制づくりを進めます。
- さまざまな不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたっては、専門家や関係機関等と連携し、学校等における相談体制の充実を図ります。

③ 食に関する指導・学校給食の充実

- 栄養教諭を中核として、家庭・地域と連携しながら学校教育活動全体を通じて食育を推進することで、栄養バランスのよい食事のとり方や望ましい生活習慣の確立、食品の大切さと品質・安全性について、子どもたちが正しい知識・情報に基づいて自ら判断し、実践していく能力を身につけることができるよう取り組みます。また、健全な食生活を送るには、持続可能な環境が不可欠であることをふまえ、食育の取組を進めていく中で、食を支える環境の持続に資する取組を推進します。
- 朝食メニューを自ら考え調理する活動をとおして、子どもたちが食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組みます。また、朝食摂取やバランスのとれた栄養摂取の重要性について保護者や地域へ啓発を図ります。
- 学校給食を「生きた教材」として活用して三重の地物を取り入れたり、食に関するさまざまな体験活動を行ったりする取組を通じて、地場産物・国産食材や食文化に対する子どもたちの理解を促進するとともに、生産等に関わる人びとに対する感謝の心の醸成を図ります。また、残食削減の活動をとおして、食品ロス削減の取組を進めます。
- 子どもたちが安全に学校給食を食べることができるよう、学校給食の安全と充実に向けた講習会の開催などにより、栄養教諭など給食関係者の資質の向上に取り組みます。また、「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」や「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」等の使用が着実に進むよう普及促進を図り、食中毒・異物混入の防止、食物アレルギーへの対応など、事故防止の徹底を図ります。

KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校（小学部）の割合※1	60.4%	100%
朝食を食べている子どもたちの割合※2	小学生 93.6% 中学生 91.5%	小学生 95.1% 中学生 93.1%

※1 年間を通じて、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口を実施している公立小学校および県立特別支援学校（小学部）の割合（三重県教育委員会調べ）

※2 「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

8 体力の向上と運動部活動改革の推進

めざす姿

子どもたちが、楽しさを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、積極的に運動やスポーツに親しむことを通じて体力が向上しています。また、運動部活動改革が進み、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会が確保され、中学校における休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行が進んでいます。

現状と課題

- ① 体の柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進する上で重要な役割を果たします。また、運動やスポーツに親しむことで、意欲や気力が充実し、生活習慣による影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。
- ② 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、本県の子どもたちの体力が全国と同様に平成30（2018）年度をピークに低下していること、継続的に全国平均を下回っている種目があること、1週間の総運動時間が7時間以上の子どもたちの割合が減っていることなどの課題があります。また、コロナ禍においては、感染対策上の必要性から、集団的な活動や体験的な活動等の制限が行われました。新型コロナウイルス感染症の流行以来、体力の低下など、子どもたちの心身にも一定の影響が生じているとの指摘もあります。
- ③ 学校における運動部活動は、仲間と共に励まし合い、高め合いながら、責任感や連帯感、自主性など豊かな人間性や社会性が育まれる意義のある活動です。一方で、教職員の負担が大きいことや生徒の過度な練習等についての指摘もあり、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められます。
また、少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足などのため、従前と同様に学校単位での運動部活動の継続が困難な状況が生じており、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができるよう、専門性の高い地域人材を配置して教職員の負担を軽減するなど、持続可能な活動環境を整備する必要があります。その中でも特に中学校については、休日の運動部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていくことが求められています。
- ④ 体育活動や運動部活動中における、熱中症などの事故防止を徹底する必要があります。

主な取組内容

① 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充

- 子どもたちの体を動かす遊びが一層充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組めます。
- 各学校における体力向上の目標を設定するとともに、学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動である「1学校1運動」など、体育・保健体育の授業以外の子どもたちの運動機会を拡充する取組を進めます。
- 子どもたちが日常的に運動に親しむことができるよう、体育館の開放など、学校体育施設等の有効活用を推進するとともに、適切な維持管理を行います。

② 教職員の指導力向上による体育授業の充実

- 子どもたちが楽しさや喜びを味わいながら体を動かし、運動が好きになり、自ら進んで運動する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じて体力や技能を養うことができるよう、ICTも効果的に活用しつつ、体育・保健体育の授業を工夫・改善する取組を進めます。
- 体育・保健体育の授業の工夫・改善に取り組んでいくため、魅力ある授業づくりに向けた研修会を実施するなど、教職員の指導力向上を図ります。

③ 運動部活動改革の推進

- 各学校の取組状況について、「学校体育・部活動実態調査」等をとおして把握し、課題となっている点について、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」をふまえて改善します。また、中学校においては、各学校の適切な部活動運営に向けて、市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら、運営方針を見直すなどの改善を図ります。
- 短時間で効率的・効果的な部活動指導を行えるよう、部活動顧問や部活動指導員等が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。
- 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員等の配置を進めます。
- 子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じた適切な支援により、各市町が抱える課題の解決を図り、中学校における休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を推進します。
- 中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を進めるため、運営団体や実施主体となるスポーツ団体等への協力依頼や指導者養成のための研修の実施などにより、地域クラブ活動の指導者の不足や質の向上に対応する取組を進めます。
- 部活動の実施にあたっては、子どもたちの心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等も含む。）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する取組を進めます。

④ 学校体育・運動部活動における事故防止

- 熱中症を予防するため、各学校において、暑さ指数（WBGT）に応じた運動や行動の指針等を整備し、指針に基づいた状況判断や対応を進めます。また、学校関係者が熱中症の事故防止に必要な対応への理解を深めることができるよう取り組みます。
- 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性、興味・関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。
- 公益財団法人日本中学校体育連盟や公益財団法人全国高等学校体育連盟等の学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の啓発・周知の徹底に取り組みます。

KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合※1	小学生 37.8% 中学生 72.7%	小学生 45.3% 中学生 78.4%
運動部活動の地域連携・地域移行に取り組んでいる中学校の割合※2	51.0%	100%

※1 「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む。）やスポーツを合計で1日およそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と回答した公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

※2 運動部活動について、地域連携・休日の地域移行に取り組んでいる公立中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

